地方自治法施行令第167条の2第1項第3号または第4号に基づく随意契約の発注見通し一覧表　　別紙５

No.	契約に係る役務の名称	数量	発注予定時期	契約の内容	契約の相手方の選定基準	申請方法	発注予定課		根拠法令	備考
							所管課	連絡先（直通）		
1	町名表示板貼替業務	一式	R8.4.15	本業務は、堺市町名表示板設置要綱により設置された町名表示板のうち、取り付け後相当年数が経過し、耐用年数を超えた町名表示板の貼り替えを行うものである。	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合又は同条第2項に規定するシルバー人材センターで、その所在地が堺市内にあるもの。		戸籍住民課	228-8473	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	